

# 「東芝深谷OB会」会則

## 第1章 総則

- 第1条 本会は「東芝深谷OB会」という。  
第2条 本会は会員相互の親睦を図ることを目的とする。

## 第2章 事業

- 第3条 本会は第2条の目的を達成するため、次の各号を行う。  
(1) 総会（原則として年1回開催する）  
(2) 各種行事の実施  
(3) 懇談会（原則として年1回、総会時に開催する）  
(4) 各種ボランティア活動への支援  
(5) 同好会活動への支援  
(6) 会報、その他行事案内の送付。  
(7) その他必要な事項。

## 第3章 会員および会費

- 第4条 本会の会員は、株式会社東芝 深谷（旧深谷工場、電子工場、深谷事業所）に勤務し、定年退職した者、若しくはこれに準ずる者とする。
- 第5条 1. 本会の会員は次の所定の会費を納めるものとする。  
(1) 入会金 1,000円  
(2) 年会費 2,000円  
2. 新入会者は次の所定の会費を入会時に納めるものとする。  
4月～9月入会者（入会金1,000円+年会費2,000円）  
10月～3月入会者（入会金1,000円+年会費1,000円）  
3. 会費の納入は、原則として総会出席時に納入する。
- 第6条 本会に入会する者は、原則として第4条を満す者であり、本会幹事会の承認を得るものとする。
- 第7条 1. 会員は本会を退会するときは、本会の幹事会に届出るものとする。  
2. 会員が会費を3年度分滞納した場合、事務局からの通告後、本会幹事会の承認を得た上で退会処分とする。

## 第4章 役員

- 第8条 1. 本会に次の役員を置く。  
(1) 会長 1名  
(2) 副会長 若干名  
(3) 幹事 若干名  
(4) 会計 2名  
(5) 会計監事 2名  
(6) 相談役  
2. 幹事会は、役員のうち(1)(2)(3)(4)(5)で構成する。  
3. 役員会は、(1)(2)(4)(5)で構成する。
- 第9条 1. 会長および副会長・会計・会計監査は幹事会の互選とする。  
2. 幹事は原則として地域担当と同好会から選出された代表で構成し総会で承認を得る。  
3. 相談役は、歴代会長とする。

第10条 会長、副会長、幹事、会計、会計監事の任期は2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。

## 第5章 会計

第11条 本会の会計年度は毎年4 / 1 から翌年3 / 末までの1カ年間とする。  
会計報告は、総会において行う。

第12条 本会の経費は入会金、会費および寄付金、その他をもって充てる。  
なお、特別な必要がある場合は、幹事会の決定により、会費の他に臨時会費を徴収することができる。

第13条 この会則の改正は、総会の承認を得るものとする。  
この場合、総会出席者の過半数の同意を要することとする。

## 第6章 その他

第14条 会員の物故に対しては、次により弔電および花環を贈ることとする。  
(1) 弔電および花環または生花 (15,000 円程度)  
(2) 名義は会名とする。

第15条 本会の事務局は、会長宅に置く。  
ただし、次の事項については、幹事が分担してこれに当たる。  
(1) 会員相互の案内および事務連絡  
(2) 会計事務  
(3) 幹事会の開催  
(4) その他本会の事務

第16条 本会の運用については、別途運用基準を定める。

## 附 則

平成 3年1月19日	本会の設立および会則制定
平成 3年7月20日	第4条一部改正
平成 5年7月17日	第10条一部改正
平成 7年7月22日	第5条、第11条一部改正
平成 9年7月19日	第8条、第9条一部改正
平成12年7月22日	第4条、第7条一部改正
平成15年5月25日	第4条、第8条、第9条一部改正
平成20年5月31日	第5条、第14条一部改正
平成21年5月23日	第8条、第9条、第10条一部改正
平成25年5月18日	第3条、第4条、第9条、第15条一部改正、第16条挿入。

以 上